

# 最低賃金に関する調査

労働政策研究・研修機構

## 調査協力をお願い

1. この調査は、厚生労働省より委託を受けた最低賃金に関する調査です。最低賃金に関する事業者の皆さんの認識等について調査を行い、政策立案のための基礎資料とするものです。ご多忙なところ大変恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。なお、調査の担当をいたします労働政策研究・研修機構は、厚生労働省所管の調査研究機関で、雇用・労働問題に関する総合的な調査研究活動を行っております。
2. 回答された内容は全て統計的に処理されますので、個別の記入内容に関してご迷惑をおかけすることはありません。
3. 記入されたアンケート調査票は、平成16年12月3日までに、同封いたしました返信用封筒（切手不要）に入れて投函して下さい。
4. 不明な点は、下記の担当者までお問い合わせ下さい。

## この調査についてのお問い合わせ

労働政策研究・研修機構

電話番号：03-5991-5137 〒177-8502 練馬区上石神井4-8-23

問1 貴事業所が設立ないしは創業した時期はいつですか。該当するものの番号に1つだけ○を付けて下さい。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 平成元年以降      | 3. 昭和20年～昭和49年 |
| 2. 昭和50年～昭和63年 | 4. 昭和20年以前     |

問2 貴事業所の業種は、該当するものの番号に1つだけ○を付けてください。また、サービス業、その他の業種の場合には、( )内に具体的な業種名を書いて下さい。

- |                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1. 食料品、飲料製造業            | 8. 電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具製造業 |
| 2. 繊維工業・衣服等繊維製品製造業      | 9. 卸売・小売業                   |
| 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業     | 10. 飲食店、宿泊業                 |
| 4. パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷関連産業 | 11. 医療・福祉業                  |
| 5. 塗料、ゴム製品、窯業・土石製品製造業   | 12. サービス業 ( )               |
| 6. 鉄鋼、非鉄金属・金属製品製造業      | 13. その他 ( )                 |
| 7. 一般機械器具製造業            |                             |

問3 貴事業所の従業員数（パートタイム労働者やアルバイトを含む。）は。該当するものの番号に1つだけ○を付けて下さい。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 1～4人   | 2. 5～9人   | 3. 10～29人 |
| 4. 30～49人 | 5. 50～99人 | 6. 100人以上 |

問4 貴事業所のパートタイム労働者は。該当するものの番号に1つだけ○を付けて下さい。なお、「パートタイム労働者」とは、貴事業所でそのように呼ばれている者すべてをいいます。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 1～4人   | 2. 5～9人   | 3. 10～29人 |
| 4. 30～49人 | 5. 50～99人 | 6. 100人以上 |

付問1 貴社全体のパートタイム労働者数は。該当するものの番号に1つだけ○を付けて下さい。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 1～4人   | 2. 5～9人   | 3. 10～29人 |
| 4. 30～49人 | 5. 50～99人 | 6. 100人以上 |

問5 貴事業所のアルバイト数は。該当するものの番号に1つだけ○を付けて下さい。なお、「アルバイト」とは、貴事業所でそのように呼ばれている者すべてをいいます。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 1～4人   | 2. 5～9人   | 3. 10～29人 |
| 4. 30～49人 | 5. 50～99人 | 6. 100人以上 |

付問1 貴社全体のアルバイト数は。該当するものの番号に1つだけ○を付けて下さい。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 1～4人   | 2. 5～9人   | 3. 10～29人 |
| 4. 30～49人 | 5. 50～99人 | 6. 100人以上 |

以下では、地域別最低賃金についてお聞きします。地域別最低賃金は、都道府県ごとに定められている最低賃金です。

問6 貴事業所が立地する県（都、道、府）をお書き下さい。

( ) 県（都、道、府）

問7 貴事業所が立地する県（都、道、府）の現在の地域別最低賃金額を知っていますか。以下該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

1. 知っている

2. 知らない

「1. 知っている」に○を付けた方は、3ページ以降の間8～間18の設問にお答え下さい。

「2. 知らない」に○を付けた方は、5ページの間19の設問へ進んで下さい。

ここから問8～問18の設問は、問7で「1.知っている」に○を付けた方にお聞きします。

問8 貴事業所が立地する県（都、道、府）の現在の1時間当たりの地域別最低賃金額をお書き下さい。

円

問9 問8でお答えになった地域別最低賃金額を、どのようにしてお知りになりましたか。該当するものの番号に1つだけ○を付けて下さい。

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 1. 労働局のホームページやパンフレット等を見て | 5. 同業他社の話を聞いて |
| 2. 業界団体の会報誌をみて           | 6. 近隣他社の話を聞いて |
| 3. 市町村作成による広報誌をみて        | 7. その他（ ）     |
| 4. 新聞、テレビなどマスメディアを通して    |               |

問10 正社員の賃金は何を考慮して決定していますか。該当するものの番号にすべて○を付けて下さい。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 1. 地域別最低賃金       | 5. 経験年数に応じて   |
| 2. 産業別最低賃金       | 6. 年齢に応じて     |
| 3. 同じ地域の従業員の賃金相場 | 7. 仕事の困難度に応じて |
| 4. 同じ職種の従業員の賃金相場 | 8. その他（ ）     |

付問1 複数に○を付けた方にお聞きします。最も重視するものは何ですか。該当する問10の番号を□枠に1つお書き下さい。

問11 パートタイム労働者の賃金は何を考慮して決定していますか。該当するものの番号にすべて○を付けて下さい。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1. 地域別最低賃金          | 5. 経験年数に応じて   |
| 2. 産業別最低賃金          | 6. 年齢に応じて     |
| 3. 同じ地域・職種のパートの賃金相場 | 7. 仕事の困難度に応じて |
| 4. 同じ職種の正社員の賃金      | 8. その他（ ）     |

付問1 複数に○を付けた方にお聞きします。最も重視するものは何ですか。該当する問11の番号を□枠に1つお書き下さい。

問12 アルバイトの賃金は何を考慮して決定していますか。該当するものの番号にすべて○を付けて下さい。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 1. 地域別最低賃金            | 5. 経験年数に応じて   |
| 2. 産業別最低賃金            | 6. 年齢に応じて     |
| 3. 同じ地域・職種のアルバイトの賃金相場 | 7. 仕事の困難度に応じて |
| 4. 同じ職種の正社員の賃金        | 8. その他（ ）     |

付問1 複数に○を付けた方にお聞きします。最も重視するものは何ですか。該当する問12の番号を□枠に1つお書き下さい。

問 13 賃金額が地域別最低賃金額×101%未満、×105%未満又は110%未満である正社員は、全従業員は何%ぐらいですか。

1. 100～101%未満 ( ) %
2. 101～105%未満 ( ) %
3. 105～110%未満 ( ) %

問 14 パートタイム労働者の中で、賃金額が地域別最低賃金額×101%未満、×105%未満又は110%未満である者は、全パートタイム労働者の何%ぐらいですか。

1. 100～101%未満 ( ) %
2. 101～105%未満 ( ) %
3. 105～110%未満 ( ) %

問 15 アルバイトの中で、賃金額が地域別最低賃金×101%未満、×105%未満又は110%未満である者は、全アルバイトの何%ぐらいですか。

1. 100～101%未満 ( ) %
2. 101～105%未満 ( ) %
3. 105～110%未満 ( ) %

問 16 これまでに、地域別最低賃金が引き上げられたために、新規雇用を抑制したことがありますか。該当する番号に○を付けて下さい。

1. ある
2. ない

問 17 仮に現在の地域別最低賃金が引き上げられた場合、新規雇用を控えることを考えますか。該当する番号に○を付けて下さい。

1. はい
2. いいえ

付問 1 問 17 で 1 に○を付けた方に伺います。仮に現在の地域別最低賃金がどのくらい引き上げられると、新規雇用を控えることを考えますか。

1. 1%未満
2. 1%以上～5%未満
3. 5%以上～10%未満
4. 10%以上～20%未満
5. 20%以上

付問 2 問 17 で 1 に○を付けた方に伺います。仮に地域別最低賃金額が10%（1時間当たり60円～70円程度）引き上げられた場合、何人ぐらい新規雇用を控えますか。

1. 1人
2. 2人
3. 3人～4人
4. 5人～9人
5. 10人以上

問 18 地域別最低賃金は貴事業所にとって役に立っていると思いますか。該当するもの1つに○を付けて下さい。

1. 役に立っている
2. 役に立っていない
3. どちらともいえない



付問1 問21で1に○を付けた方にお聞きします。貴事業所が産業別最低賃金の適用事業所であることをどの様にしてお知りになりましたか。適当なものに1つ○を付けて下さい。

1. 労働局のホームページやパンフレット等を見て
2. 業界団体の会報誌をみて
3. 市町村作成による広報誌をみて
4. 新聞、テレビなどマスメディアを通して
5. 同業他社のお話を聞いて
6. 近隣他社のお話を聞いて
7. その他 ( )

以下の質問は、問21で1に○を付けた方(産業別最低賃金の適用事業所)のみお答え下さい。それ以外の方は、8ページにあります自由記入欄にお進み下さい。

問22 賃金額が産業別最低賃金額×101%未満、×105%未満又は110%未満である従業員は、全正社員の何%ぐらいですか

1. 100～101%未満 ( ) %
2. 101～105%未満 ( ) %
3. 105～110%未満 ( ) %

問23 パートタイム労働者の中で、賃金額が産業別最低賃金額×101%未満、×105%未満又は110%未満である者は、全パートタイム労働者の何%ぐらいですか。

1. 100～101%未満 ( ) %
2. 101～105%未満 ( ) %
3. 105～110%未満 ( ) %

問24 アルバイト労働者の中で、賃金額が産業別最低賃金額×101%未満、×105%未満又は110%未満である者は、全アルバイト労働者の何%ぐらいですか。

1. 100～101%未満 ( ) %
2. 101～105%未満 ( ) %
3. 105～110%未満 ( ) %

問25 これまでに、産業別最低賃金が引き上げられたために、新規雇用を抑制したことがありますか。該当する番号に○を付けて下さい。

1. ある
2. ない

問26 仮に現在の産業別最低賃金が引き上げられると新規雇用を控えることを考えますか。該当する番号に○を付けて下さい。

1. はい
2. いいえ

付問1 問26で1に○を付けた方に伺います。仮に現在の産業別最低賃金がどのくらい上昇すると、新規雇用を控えることを考えますか。

1. 1%未満
2. 1%以上～5%未満
3. 5%以上～10%未満
4. 10%以上～20%未満
5. 20%以上

付問2 問26で1に○を付けた方に伺います。仮に産業別最低賃金額が10%（1時間当たり60円～90円程度）引き上げられた場合、何人ぐらい新規雇用を控えますか。

1. 1人
2. 2人
3. 3人～4人
4. 5人～9人
5. 10人以上

問27 逆に、仮に現在ある産業別最低賃金が廃止されたとすると、貴事業所では次の選択肢のうちどのような行動を取りますか。

1. 賃金を現状のままとし、雇用量も増やさない。
2. 賃金を引き下げ、雇用量を増やす。
3. 賃金を引き下げるが、雇用量は増やさない。
4. その他（ ）

付問1 問27で1に○を付けた方にお聞きします。産業別最低賃金が廃止されたとしても、賃金を引き下げない理由は何ですか。最も適当と思われる回答1つに○を付けて下さい。

1. 現在雇っている従業員のやる気に影響するため
2. 社会的な責任として好ましくないから
3. 賃金を引き下げると適当な人材が集まらないため
4. その他（ ）

付問2 問27で2または3に○を付けた方にお聞きします。従業員の賃金を引き下げる場合、平均どの程度賃金を引き下げますか。

1. 5%未満
2. 5%以上～10%未満
3. 10%以上～20%未満
4. 20%以上

問28 産業別最低賃金は貴事業所にとって役に立っていると思いますか。該当するもの1つに○を付けて下さい。

1. 役に立っている
2. 役に立っていない
3. どちらともいえない

付問1 問28で1に○を付けた方に伺います。産業別最低賃金が役に立っていると思う理由は何ですか。最も適当と思われる回答1つに○を付けて下さい。

1. パートタイム労働者やアルバイトなどの賃金を決める上で参考になる
2. 企業間の公正競争（同種企業間の不当な賃金切り下げ競争を防いでいること）を確保する上で役に立っている
3. 産業別最低賃金があることで、より優秀な新規採用者の確保や現在の従業員の能率向上が望める
4. その他（ ）

付問 2 問 28 で 2 に○を付けた方に伺います。産業別最低賃金が役に立っていないと思う理由は何ですか。最も適当と思われる回答 1 つに○を付けて下さい。

1. 競争を行う上で産業別最低賃金が足かせとなるから
2. 低賃金でも働きたい者の雇用機会を減らしているため
3. 地域別最低賃金があるため、さらに産業別最低賃金を設けることに意味がないから
4. 産業別最低賃金額が低すぎて、参考にしないため
5. その他( )

問 29 自分の産業ではない他産業の産業別最低賃金は貴事業所に人材確保の観点から影響していますか。該当する番号に○を付けて下さい。

1. 影響している
2. 影響していない

自由記入欄

最低賃金制度についてご意見・ご要望がございましたらお書き下さい。

ご協力いただきまして誠にありがとうございました。